

18歳成人化に伴う消費者教育の重要性

新樹法律事務所 弁護士 丸山 隆

1. はじめに

短い時間ですが、本日はよろしく申し上げます。

はじめに簡単な自己紹介をさせていただきます。私は、弁護士になったのが遅く、大学は文学部卒業、はじめは教師を目指しておりました。大学で中学高等学校の英語教師の教員免許取得のために教育実習に行った時、自分が考えていた教員という仕事は少し違うように感じ、別の道へ進むことにしました。大学卒業から少し経ってから地方銀行へ入行、その後、化粧品会社に35歳まで勤務し、事情があり退職しました。そこから司法試験を受験して弁護士になったという経歴です。社会経験もした上で弁護士になりましたので、多少、他の弁護士とは違う歩みでした。



2. 民法第4条の一部改正

本日のテーマは、成年年齢引下げに伴う消費者教育です。2018年6月13日に民法の成年年齢を20歳から18歳に引下げる内容とする民法の一部を改正案が成立、2022年4月1日から施行されています。

民法第4条の一部改正による大きな変更点は、18歳からは一人で有効な契約を締結することができるようになったことです。従前も契約はできたのですが、監護権者である親に無断で契約を結んだ場合、親による取消が可能でした。事実上、親の意向に従わないと契約はできませんでした。もう一つの変更は、親権に服さなくてもよくなったという点です。18歳は成人ですので、自分の判断で責任を持つての行動が可能になります。それに伴って、これまで16歳だった女性の婚姻開始年齢を18歳に引上げ、男女ともに18歳から結婚できることになりました。成年年齢引下げで変わったこともあれば、今まで通り20歳のままのものもあります。具体的には日本に帰化することができる年齢や、パスポートの10年用が取得できるようになったこと、LGBTの方の性別変更等も18歳から可能になりました。

一方、たばこやお酒、ギャンブルの投票券の購入等は、これまで通り20歳まで禁止されています。

なぜ日本国はこれまで明治時代から100年以上、20歳を成人としてきたのに、今般18歳に引下げた背景には、選挙権が18歳に変更されたことが関係しています。多くの先進国の成年年齢が18歳となっている中で日本は珍しい存在でした。18歳・19歳に対し、大人として社会の一員として参加し主体的な判断を促す目的があり、今後は、高等学校を卒業した年齢から社会に参加できる考えを持つ大人になって欲しいという考えからです。

民法の定める成年年齢が18歳になったことで、今まで親へお願いしていた部分、例えば地方から来ている学生さんは、アパートを借りる、ローンを組む、携帯電話を購入する、クレジットカードを作るといったことが、親の合意が無くても可能になります。一人で契約ができるようになったことが、学生にとって一番大きなメリットであり、自分で責任を負わなくてはならないという点はデメリットでありましょう。

次に、保護者の親権に服さなくなるというのは、結婚や養子縁組をするなど身分に関わる重要な意思決定が単独でできるようになったということであり、大きな改正点です。

単独で契約を締結ができるという意味は、契約の主体となれる自由を手に入れ、お金さえあれば自分の判断だけで契約ができるようになったことであり、デメリットとしては、親の保護がなくなったことです。

これまで、18歳・19歳の子が親の同意を得ずに契約をした場合には、「未成年者取消権」（民法第5条）により、契約の取消ができました。例えば、子供がひどい状態の車を購入する契約をしてしまった場合、親の同意が無ければ売買契約の取消が可能でした。しかし成年年齢の引下げにより、この取消はできず、親の保護を受けることができなくなりました。

この法律はまだ改正されたばかりですが、18歳・19歳の成人になった学生が被るトラブルは次のようなものが想定されます。

18歳・19歳の学生が被るトラブル

・ ブラックバイト

労働基準法を無視した雇用先との労働契約。契約関係が曖昧な単発のアルバイト「ギグワーク」でのトラブル(自己責任)。

・ マルチ商法

もうけ話を持ち掛けられて高額商品を購入させられる。被害者の多くは先輩や友達など身近な人間から持ち掛けられている例が多い。

・ クレジットカード

リボ払いの多用により多額の債務を負ってしまう。

・ 投資詐欺

必ずもうかるFXや株式投資用のプログラムが入ったと称するJSBメモリーを高額で購入させられる。学生が芋づる式に詐欺にあい、加害者になるケースもSNSも積極的に利用されている。

3. クーリング・オフ制度について

これらの契約を結んで、取消したい場合は、クーリング・オフ制度という、有力な救済制度があります。これは訪問販売などの特定の取引で商品やサービスを契約した後で考え直し、以下のように解除できる方法です。クーリング・オフできない取引もありますのでご注意ください。

クーリング・オフ制度

・クーリング・オフ制度とは

消費者が訪問販売などの特定の取引で商品やサービスを契約した後で、冷静になって考え直して、「契約をやめたい」と思ったら、一定期間であれば理由を問わず、一方的に申し込みの撤回または契約の解除できる制度。

商品やサービスの契約をすると一方的に契約の解除をすることはできないのですが、訪問販売など冷静に判断できない状況で契約した場合、知識のない消費者にとっては不利な場合や精神的な負担等により契約してしまう場合もある。このことから、特定の取引に限って、契約後でも一定の期間、消費者に契約の解除をすることを認め、消費者を保護するための制度。

クーリング・オフができる取引

8日間

訪問販売

(キャッチセールス、アポイントメントセールス等を含む)

電話勧誘販売

(電話をかける又は電話をかけさせ勧誘)

特定継続的役務提供

(エステティック、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス)

訪問購入

(業者が消費者の自宅等を訪ねて、商品の買い取りを行うもの)

20日間

連鎖販売取引

(アムウェイ、ニュースキン等)

業務提供誘引販売取引

(内職商法、モニター商法等)

次に、どのような場合にクーリング・オフできないかを具体的に示します。

①通信販売で購入した場合

TVショッピングやインターネット通販など、通信販売で購入した商品は、クーリング・オフの対象外。

通信販売では、購入者が自ら積極的に購入申し込みを行うため、クーリング・オフによる再考期間を設ける必要はないと考えられるため。ただし、販売業者が取引規定等に「返品不可」という特約を定めていない場合は、商品の引き渡し日から8日間は、売買契約を解除できる。この場合は、クーリング・オフと同じような効果を消費者は期待できる（特定商取引法15条の3）。

②営業用に購入した場合

営業活動の一環として商品・サービスを購入した場合、クーリング・オフの対象外。

クーリング・オフ制度は、あくまでも消費者の保護を目的としており、事業者が購入者となる場合にはその趣旨が妥当しない。

③自分の意思で店舗等に足を運んで契約した場合

店舗や営業所などに足を運んで契約を締結した場合は、クーリング・オフの対象外。

購入者の側に契約締結のための積極的な行為が認められるため、不意打ちには当たらず、クーリング・オフの趣旨が妥当しないため。

④政令指定消耗品を開封・使用した場合（使用済み分のみ）

購入した商品が、以下の政令指定消耗品に該当する場合には、使用済みの分はクーリング・オフの対象外。

- ・動物および植物の加工品（一般の飲食の用に供されないものに限る）であって、人が摂取するもの
- ・不織布および幅が13センチメートル以上の織物
- ・コンドームおよび生理用品
- ・防虫剤、殺虫剤、防臭剤および脱臭剤（医薬品を除く）
- ・化粧品、毛髪用剤およびせっけん（医薬品を除く）、浴用剤、合成洗剤、洗浄剤、つや出し剤、ワックス、靴クリーム、歯ブラシ
- ・履物
- ・壁紙
- ・医薬品

ただし、販売業者が上記の商品を購入者に使用・消費させた場合は、クーリング・オフが認められる（特定商取引法第26条第5項第1号括弧書き）。

⑤車を購入した場合

自動車を購入した場合は、クーリング・オフの対象外。

自動車の購入に関する交渉は時間をかけて行われるため、購入者側に熟慮の機会が与えられていると判断されるから。

⑥商品・サービスの対価が3000円未満の場合

金額が少ないため、消費者保護の必要性が低いため。

クーリング・オフ制度についてご説明いたしましたが、クーリング・オフできない場合に、どのような救済手段があるかについてもお話しします。

以下のように、契約内容に問題がある、錯誤や詐欺の場合は、民法に従い対処できる可能性があります。

◇民法上の対処

契約不適合責任の追及として、商品・サービスの種類・品質・数量が契約内容に適合していない場合（民法第562条以下、第559条）は、履行追完請求（修補・代替物の引き渡し）、代金減額請求、損害賠償請求、契約解除、といった対処ができます。

また、錯誤・詐欺による取消は契約内容について、消費者に重大な勘違い（錯誤）や販売業者に騙されて商品やサービスを購入した場合には、契約の取消しが認められる可能性があります。

また、消費者契約法により対処できる可能性があります。

◇消費者契約法に基づく契約取消し

消費者契約法により、事業者以下に以下の行為が認められる場合には、消費者は商品・サービスの購入契約を取り消すことができます。

- ① 重要事項の不実告知
- ② 不確実な事項に関する断定的判断の提供
- ③ 不利益事実の不告知
- ④ 消費者の要求に反する不退去
- ⑤ 退去しようとする消費者の妨害
- ⑥ 過量契約
- ⑦ 消費者の不安をあおる告知
- ⑧ デート商法
- ⑨ 判断力低下の不当な利用
- ⑩ 靈感商法
- ⑪ 契約締結間にサービスを提供する行為

続いて、クーリング・オフする場合の手続き方法について説明します。従前は書面にて手続きが必要でしたが、現在はインターネット契約をインターネット上で解約する案内もあります。

クーリング・オフの手続き方法

- ・クーリング・オフは書面(はがき)または電磁的記録でおこなう。
- ・クーリング・オフの書面等には、事業者が対象となる契約を特定するために必要な情報(契約年月日・契約者名・購入商品名・数量・契約金額等)とクーリング・オフの書面等を発送した日を記載する。
- ・クーリング・オフ期間内に発送を行う。
- ・クレジット契約の場合には、販売会社とクレジット会社の双方に同時に通知する。
- ・送付した書面のコピーを取り、特定記録郵便や簡易書留など記録が残る方法で代表者宛に送付する。内容証明郵便がより良い。

4. ご参考、困った時には

先生方が学生から相談を受けた場合、どのような処へ相談すれば良いか、アドバイスを行うときは、以下のような各種相談機関があります。

- ・消費者問題 消費生活センター

<https://www.kokusen.go.jp/map/>

消費者ホットライン電話188

- ・労働問題 労働基準監督署

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/location.html

総合労働相談センター

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>

- ・投資詐欺 弁護士会の法律相談センター

https://www.nichibenren.or.jp/legal_advice/search/center.html

その他、教職員・学生にお勧めの書籍等もありますので、参考になさってください。

- ・「学生のための法律ハンドブック」 近江幸治・弘中惇一郎著 成文堂
- ・「マンガでわかるあなたを狙う消費者トラブル40例」 佐伯理華ほか著 弘文堂
- ・「若者の消費者トラブル対策BOOK」 全国消費者生活相談員協会編 ぎょうせい
- ・「悪質商法・詐欺撃退カレンダー2023」 村千鶴子監修 東京法規出版
- ・「社会への扉」 (教師用解説書)

<https://www.moj.go.jp/content/001256633.pdf>

5. 最後に

一番大切な概念として、契約とはどのようなもので、いつ成立するのでしょうか。一般的に学生等も含めて、契約書を作っていないから、口約束だから契約は無効で成立しないと考える方も多いようです。契約が成立して権利義務が発生するためには契約書は不要です。契約書というのは契約が成立したことを証するための書面・証拠であり、契約自体は口頭でも成立します。ですから意思表示の合致がある時点で契約は成立します。売買契約の場合は、売ります、そして買いますというお互いの意思が合致すれば、契約は成立します。その点に十分にご注意いただきたいと思います。例えば店に商品を並べることが売りますという契約の申込みとなり、消費者が商品を手にとって、これを購入するためにレジに持っていけばこの時点で売買契約が成立します。代金を払ったことで契約が成立するものではありません。代金の支払いは契約後の支払義務の履行です。

もう一つの考え方として、商品を並べるのは、どうぞ買って下さいという意思表示で、法律用語では「申込の誘引」と言います。例えばマンションのチラシを配る、それは契約のお誘いです。ですから消費者がレジに持って行ってレジの人に渡し、店員が〇〇円ですと言った時点で契約成立となります。意思表示の合致がなされた時に契約成立となります。そこで権利義務は発生し、契約書は必要ないことにご注意下さい。

以上が本日のテーマ、消費者教育に関する私からのお話でした。ありがとうございました。